

データ利用契約 – 背景

生物多様性データの開放および普遍的利用という目的ならびに原則は、「GBIF 覚書」第 8 段落 ([gfixr: cp]/resource/2605) に規定されています（関連する抜粋部分は、「GBIF データ共有契約」 ([gfixr:cp]/disclaimer/datasharing) の付属文書を参照）。

「MoU (覚書)」に署名済みの「参加者」は自らのノードを通じた生物多様性データの開示を認め、研究開発の国際的促進およびデータの公的利用の支援に同意することを明示します。

「GBIF」 データ共有は正当な帰属という枠組みの中で行われるものとします。

規定

「GBIF ネットワーク」 経由で利用可能なデータの使用には、以下の同意が必須です。

- データの品質と完全性は保証不可能であること。ユーザーは自らの責任においてデータを使用します。
- ユーザーは機密データへのアクセス制限を順守すること。
- データ所有者に対する使用の帰属を保証するために、データ所有の識別子をそれぞれのデータ記録に付して維持すること。
- ユーザーはデータ使用に関連して、自身が使用している生物多様性データの保持者である「データ発行者」を公に承認すること。「データ発行者」は所属する機関内の具体的な収集物に関し、帰属の追加を求める場合があります。
- ユーザーは「データ発行者」が規定した付加的な使用規約条件を順守すること。こうした規約条件が存在する場合、係るデータに関するメタデータ経由で確認可能です。

データの引用

「GBIF」 ネットワーク経由で取り込まれるデータは、「GBIF」 ポータルのデータセットまたは発現 (occurrence) ページに表示される「発行者提供のデータセット引用 (dataset citation provided by the publisher)」 に準じて引用されます。発行者提供の引用が欠落している場合、または不完全である場合、ユーザーはデータセットまたは発現 (occurrence) ページ上の「デフォルト引用 (default citation)」を確認します。

定義

- **GBIF 参加者**：「GBIF」が策定した「覚書（MoU）」の署名者。
- **GBIF 事務局**：「GBIF 参加者」が、契約締結、「作業プログラム」の実施、および「GBIF」ネットワークの中央サービスの保守管理にあたって権限を付与する法人。
- **GBIF ネットワーク**：「GBIF 事務局」、「参加者」のノード、「データ発行者」という中央サービスから成るインフラ。「GBIF」ネットワーク経由でデータ利用を可能にすることとは、「GBIF」中央サービス経由での関連サービスの登録および宣伝広告を指します。
- **ノード**：「GBIF 参加者」が指定する「データ発行者」で、安定したコンピュータ・ゲートウェイを保守管理し、「GBIF」経由でのデータ利用を可能にします。
- **参加者のノード**：「GBIF 参加者」が指定する組織上のユニットで、自身のドメインでの活動を調整し、データ提供も行います。
- **生物多様性データ**：標本、所見、名称や氏名、分類学上のコンセプトおよび部位に関するデータ等、生物多様性に関するデータ。
- **メタデータ**：生物多様性データの属性と組み合わせを説明するデータ。
- **データ**：生物多様性データとメタデータ。
- **データ共有**：データのインターネット上での開示と普遍的利用にあたってのプロセスと取り決め。
- **データ発行者**：データの技術的開放（一般利用化）を行う管理者。データ所有者に該当する場合もあれば、そうでない場合もあります。そうでない場合には、データの一般利用化にあたっての許可を得ていることを「GBIF」に誓約しています。
- **ユーザー**：「GBIF」ネットワーク経由でデータにアクセスする目的でインターネットを使用する人。
- **データの所有者**：デジタル記録作成行為に起因する権利を保持する法人。記録は別に起因する製品、非デジタル製品である可能性があり、権利に影響を及ぼす恐れがあります。
- **機密データ**：「データ発行者」が一般利用を望まないデータで、例えば、絶滅危惧種の正確な生息地が挙げられます。